

東京地方裁判所民事第 2 0 部 特定管財 5 係 御中

令和 5 年（フ）第 8 1 5 2 号

破産者 医療法人社団 成優会

破産法 1 5 7 条の報告書

令和 6 年 5 月 2 7 日

破産管財人弁護士 小野塚 格

1 破産手続開始の決定に至った事情

☒ 破産手続開始申立書記載のとおり

☐ 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり

()

☐ その他

2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況

☒ 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり

☒ その他（別紙記載のとおり）

3 損害賠償請求権の査定の裁判，その保全処分を必要とする事情の有無

☒ 無

☐ 有（内容)

☐ その他

(別紙)

破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況

第1 破産者にかかる財団及び主要な管財業務の内容

1 破産管財人代理の選任

御庁の許可を得て、市川浩行弁護士、金山真琴弁護士及び岡村洸篤弁護士を破産管財人代理に選任した。

2 予納金及び預り金の引継ぎ

2024年1月11日に、申立代理人から、予納金等計1746万6524円の引継ぎを受けた。

3 債権者対応

本件では、多数（最大で約3000名）の破産債権者が存在することから、コールセンターの開設、破産管財人 web ページの開設、開始時送付書類への破産管財人文書の同封等の対応を行った。結果として大きな混乱等は生じておらず、比較的平穏に手続は進行している。

4 資産の換価

(1) 不動産（駐車場）

破産者は、東京都新宿区に所在するマンション内の駐車場を保有していた。当該駐車場については、管理規約上、譲渡先が同マンションの区分所有者に限定されていたため、御庁の許可を得て、同マンションの区分所有者でもある破産者の関係者に対し、150万円（税込み）で売却した。

(2) 動産（設備、内装造作及び什器備品）

破産者は、運営していた2つのクリニック内の設備、内装造作及び什器備品を破産手続開始申立前に計300万円（税込み）で売却し、破産手続開始申立後、同開始前に代金を受領していた（上記予納金等に含まれている。）。

当職において、否認権行使を検討したが、売買契約の内容や売却の経緯等に鑑みると相当な価額での譲渡と認められること、及び、否認権を行使した場合にはかえって破産財団が減少する可能性が高いと認められることから、否認権は行使しない予定である。

(3) 債権（競業避止義務違反に基づく損害賠償請求）

破産者は、破産手続開始申立前に、元理事らを相手方とする競業避止義務違反に基づく損害賠償請求訴訟（事件番号：令和5年（ワ）第32949号、係属部：東京地方裁判所民事第31部乙D係。「本訴訟」）を提起していた。

当職は、御庁と協議のうえで、本訴訟を受継した。被告らは、全面的に争う構えを見せていることから、関係者のヒアリングを行うなどして、証拠の収集・主張書面の準備等の対応を進めている。

(4) 債権（預金）

破産者の保有していた預金につき、預金口座を解約する方法により換価し、計1558円を破産財団に組み入れた。

(5) 債権（否認等）

破産者の預金の取引履歴を確認するなどして、破産手続開始申立前後の資金の流れについての調査を進め、否認等により回収できるか否かの検討を進めている。

5 契約関係の処理

(1) 賃貸借契約（クリニック）

破産者は、破産手続開始申立前にクリニックにかかる賃貸借契約を合意解約していた。

破産者は、当該賃貸借契約に基づき賃貸人に対し、敷金・保証金計1529万0600円を預託していたことから、その一部の返還を求めることができないか、調査・検討を進めている。

(2) 賃貸借契約（社宅）

破産者は、2物件を賃借して社宅として使用していた。

当該賃貸借契約を終了させ、敷金計43万5000円の返還を受けた（1物件については、破産手続開始前に敷金の返還を受けていたことから、前記予納金等に含まれている。）。

(3) 労働契約

破産者は、従業員全員を解雇済み、とのことであったが、解雇予告がなされておらず、有効な解雇がなされたとは認められない。もっとも、関係者のヒアリング等の結果、解雇予告手当と同額の金員の支払いを条件として2023年9月30日付けで退職する旨の合意が成立していると認められる。

そのため、以上を前提に従業員関係の処理を進める予定である。

6 その他管財業務

(1) カルテ

クリニックの開設者である岡田洋氏にカルテの保管義務があることから、岡田氏の責任・費用負担にてカルテを保管中である。

(2) マウスピースの処理

破産者は、一部患者のマウスピースを保管していた。

破産管財人 web ページを通じて呼びかけた結果、申し出てきた患者についてはマウスピースを引き渡した（取戻権の行使と整理）。残部については、しかるべき時期に廃棄予定である。

7 財団債権の申出状況

現時点で、財団債権1235万4086円（4件）の申出がされている。

8 税務

池田徹公認会計士・税理士に依頼して、解散事業年度の確定申告の準備を進めている。今後、清算事業年度及び清算確定事業年度の確定申告を行う予定である。

以上

財 産 目 録
(開始決定日＝令和6年1月10日現在)

破産管財人弁護士 小野塚 格

資産の部 (単位：円)

番号	科 目	簿価 (令和5年8月末日)	申立書記載回収見込額	金額 (評定価額)	備 考
1	現金（予納金を含む、令和6年1月11日引継）	5,228,727	14,251,524	17,476,524	
2	預金	96,576,482	3,328	1,478	解約済
3	動産	110,000	3,000,000	0	開始前に回収済み
4	不動産	0	1,556,400	1,500,000	
5	敷金・保証金	13,694,681	435,000	220,000	215,000円については開始前に回収済み
6	預金利息	-	-	96	
7	精算金（固都税）	-	-	28,694	
8	その他	-	-	107,851	
	資産合計	115,609,890	19,246,252	19,334,643	

負債の部

番号	科 目	申立書記載額	金額	備 考
1	一般破産債権	153,788,762	額未定	
2	財団債権（公租公課）	2,307,454	額未定	交付要求額：12,354,086円
3	労働債権	6,412,390 及び額未定	額未定	
	負債合計	162,508,606 及び額未定	額未定	

収 支 計 算 書

自 令和6年1月10日
至 令和6年5月27日

破産管財人弁護士 小野塚 格

(単位：円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金額	番号	摘 要	金額
1	現金	17,476,524	1	事務費*1	222,768
2	預金	1,478	2	振込手数料	7,645
3	動産	0	3	業務委託料・外注費	1,024,174
4	不動産	1,500,000			
5	敷金・保証金	220,000			
6	預金利息	96			
7	精算金（固都税）	28,694			
8	その他債権	107,851			
	合計	19,334,643		合計	1,254,587

*1一部未計上、一部未精算

差引残高 金18,080,056円

令和5年（フ）第8152号
破産者 医療法人社団成優会
破産管財人弁護士 小野塚 格

【破産】貸 借 対 照 表
(作成日＝令和6年5月27日現在)

資産の部			負債の部			(単位：円)
番号	科 目	金 額	番号	科 目	金 額	
1	現金	17,476,524	1	一般破産債権 *1	153,788,762	
2	預金	1,478	2	財団債権（公租公課） *2	12,354,086	
3	動産	0	3	労働債権 *3	6,412,390 及び額未定	
4	不動産	1,500,000				
5	敷金・保証金	220,000				
6	預金利息	96				
7	精算金（固都税）	28,694				
8	その他債権	107,851				
	資産合計	19,334,643		負債合計	172,555,238及び額未定	

差引 資産不足額 153,220,595 及び額未定

- *1 申立書記載額
- *2 交付要求額
- *3 申立書記載額